

# あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会  
阿賀野市南安野町一・三八  
☎〇二五〇・六二・七一五八

NO 1943

商売くらしに役立つ！  
全国  
商工新聞  
月/500円

## 定額減税「各人別控除事績簿」の記載例

定額減税がはじまり、源泉徴収税額から減税した金額を管理するために「各人別控除事績簿」を作成しておくと思えます。

各人別控除事績簿の作成及び様式は法定されたものではないことから、**作成は義務ではなく**、作成に当たっては適宜の様式で差し支えありません。

定額減税「各人別控除事績簿」の6月記載例を載せてみました。(国税庁のHPよりDLできます)

例

- 同一生計配偶者あり
  - 源泉所得税 1万円

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算				
	① 同一生計配偶者と扶養親族の数	② 月次減税額 (受給者本人+①の人数) × 30,000円)	控除前額	④ 控除した額	⑤ きれいな額 (控除しきれいな額) (② - ④)
きしだふみお	1	60,000	10,000	10,000	50,000
本人(3万円) + 同一生計配偶者(3万円)			定額減税 1万円		

## 会計ソフト導入で大苦戦

春先から、会計ソフトを導入しパソコン記帳をしてみたいという会員さん2名が会計ソフトを購入し、民商事務局と一緒にパソコンにインストールして、現金出納帳を元に入力をはじめました。

数年前まで、古いバージョンのパソコン会計ソフトで入力していた会員さんは、新しくなったパソコンとソフトに大苦戦し、電話で「もうだめだ死にたい」「(死にません)」と嘆いていました。まだ3日もたっていないのに・・・

個人事業主用の市販の会計ソフトは家電屋で1万円以上くらいで販売しています。



## 外国人雇用はルールを守って適正に ハローワークより以下の2点は、事業主の責務です！

外国人が在籍資格の範囲内で能力を十分発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

### ● 雇入れ 離職時の届け出

外国人の雇入れと離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出ください。(不法就労の防止にもつながります)

### ● 適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令、や努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

## 社保算定基礎届 源泉所得税納付期限

### ● 7月10日まで

納付書が見当たらない方は税務署へ連絡し送ってもらいましょう。



安心して働きたい？

令和6年度 申告と納付はお早めに

## 労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

# 6.3月～7.10水

